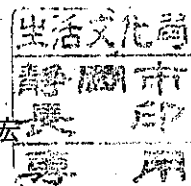


静岡市告示第685号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による団体営土地改良事業（区画整理）釜奥地区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を変更するので、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成24年10月16日

静岡市長 田 辺 信 宏



清水区伊佐布字釜奥に編入する区域

清水区伊佐布字口荒沢 1355 番 7、1356 番 1 から 1356 番 3 まで、字桃ヶ平 1357 番 4、1357 番 5、1357 番 7 から 1357 番 9 まで、1357 番 26、1376 番 2、1377 番 4、1377 番 5、字シロヨセ 1378 番、1379 番 1 の 1 の 2、1379 番 1 の 1 の 4・1379 番 1 の 2 合併 8、1379 番 3、1379 番 5、1379 番 7、1379 番 8、1379 番 10、1379 番 12、1379 番 13、1379 番 15、1379 番 16、1380 番 3、1380 番 5、1380 番 7、1380 番 8、1380 番 10、1381 番 40、1381 番 41、1381 番 43、1382 番 7、1382 番 8、1382 番 10、1382 番 12、1383 番 8、1383 番 9、字榎木島 1387 番 25、1390 番 5、1390 番 8 から 1390 番 14 まで、1390 番 19、1390 番 21 から 1390 番 27 まで、1390 番 30 から 1390 番 36 まで、1392 番 25、1392 番 26、1393 番 2、1395 番 3 から 1395 番 5 まで、字ハラモ 1471 番 4、1471 番 7、1471 番 8、1473 番 7、字黒山釜奥 1644 番 240 から 1644 番 242 まで、字舟郷 1645 番 34、1645 番 170 から 1645 番 172 まで、1645 番 174、1645 番 571 から 1645 番 575 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部

上記地番は、平成 24 年 7 月 30 日現在の登記簿による。